

瑞穂町におけるケアマネジメントに係る基本的な方針

令和2年3月31日
瑞穂町福祉部高齢者福祉課

1 目的

町は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の推進を目指しています。

その一端を担う介護分野の中でも、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援（介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントを含む。以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業は、介護等が必要になった利用者の住み慣れた住まいでの生活を支えていくこととなりますが、その生活の継続には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントが必要不可欠であり、介護支援専門員一人ひとりが大きな役割を担うこととなります。

本指針は、介護支援専門員が居宅介護支援等の業務を行うに当たり、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを達成するための基本的な方針を定めるものです。

2 ケアマネジメントの基本方針

「瑞穂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」（平成30年条例第1号）第3条及び「瑞穂町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成27年条例第1号）第3条に基づき、自立支援・重度化防止を進めるため、次のとおり定めます。

- (1) 指定居宅介護支援等の事業は、利用者が要介護、要支援状態又は基本チェックリストで事業対象者となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとします。
- (2) 指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとし、その目的が利用者の自立に向けて設定された目標を達成するためとします。

(3) 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等（介護予防・日常生活支援総合事業における各種サービスを含む。以下「指定居宅サービス等」という。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者等（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。

(4) 指定居宅介護支援事業者等は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者等、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等並びに住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとします。

3 基本方針を達成するために重要な事項

(1) 尊厳の保持と自立支援

法第1条に規定する介護保険法の理念である「尊厳の保持」と「自立した日常生活を営むこと」が重要なキーワードです。

指定居宅介護（予防）支援の事業者は、サービス利用者や家族等（以下「利用者等」という。）の意思を尊重するため、自己選択や自己決定ができるよう適切な情報提供、助言、提案が必要であり、状況に応じて利用者等が自分の力で判断できるよう意思決定等の支援も必要です。また、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者等が意欲を持って取組めるようなオリジナリティのある居宅介護支援計画書又は介護予防支援計画書（介護予防ケアマネジメントを含む。以下「居宅介護支援計画書等」という。）を、利用者等と協働して作成することが大切です。その際、介護支援専門員は、適切な情報提供、助言、提案をし、利用者等を支援する必要があります。

法第1条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的する。

(2) 介護支援専門員の役割と適切なケアマネジメント

介護支援専門員は、法第7条第5項の中で、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有し、要介護者等が適切な介護（予防）サービスを利用できるよう、指定居宅介護支援事業者等との連絡調整等を行う者と位置付けられています。

介護支援専門員は、ケアマネジメントにおいてもこれらの専門性を十分に発揮しつつ、十分なアセスメントにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づく居宅介護支援計画書等を作成し、自立支援を妨げない適切なサービス利用につながるよう努めなければなりません。また、サービスの利用に当たっては、多様な事業者から、総合的かつ効率的にサービス提供されるよう配慮し、利用者等が十分に理解した上でサービス利用を開始できるようにすることが大切です。

法第7条第5項

この法律において、「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。）を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

(3) 公平性・中立性の確保

介護支援専門員は、利用者等の社会的立場、利用者等との関係性等より、公平性・中立性を欠くことのないよう努める必要があります。介護（予防）サービスの提供に当たっては、利用者等の意思を確認した上で、人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながらケアマネジメントを行わなければなりません。特に利用者が認知症等により意思疎通が全くできない場合においては、先入観等にとらわれることなく、利用者本人が以前書いたものや家族等からの情報を基に丁寧に推測し、利用者本人の意思として尊重することが大切です。

また、利用者に提供される指定居宅サービス等が、介護支援専門員が所属する組織、団体及び自らが関係する特定の組織・団体等の都合により、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うとともに、指定居宅サービス事業者等の選択は利用者等の意思に基づき行われることを十分に説明する必要があります。

(4) 関係機関との連携

介護支援専門員は、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定居宅サービス事業者等、指定特定相談支援事業者（社会福祉協議会等）や指定障害福祉サービス事業者等の様々な関係機関や、医療職、リハビリテーション専門職等の多職種との連携が必要です。

また、地域の住民、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、商店・企業等、あらゆる地域資源と連携できるよう情報収集に努めるとともに、それらを活用するマネジメント能力を養う必要があります。

(5) ケアマネジメントの質の向上への取組

介護支援専門員は、自己研鑽や各種研修会への参加等、個人及び居宅介護支援事業者等が計画する取組によりケアマネジメントの質の向上に努めるほか、次に掲げる町と居宅介護支援事業者等が協働して行う取組にも積極的に係る必要があります。

- ① 主任介護支援専門員とともに行うケアプラン点検
- ② 介護支援専門員連絡会による情報交換及び研修等
- ③ 地域ケア会議の開催による個別事例検討の実施
- ④ サービス事業者連絡会の実施
- ⑤ ICT活用による在宅医療・介護連携の推進
- ⑥ BPSD ケアプログラムの導入等（認知症の理解の促進、向上）